

平成22年度決算審査特別委員会会議録第1号

平成23年9月20日（火曜日）

出席議員（1名） 議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長	星喜美男君	
副委員長	及川均君	
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	阿部建君
	山内昇一君	山内孝樹君
	菅原辰雄君	小山幸七君
	大瀧りう子君	鈴木春光君
	三浦清人君	西條栄福君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者兼出納室長	佐藤秀一君
総務課長	佐藤徳憲君
震災復興推進課長	及川明君
町民税務課長	阿部俊光君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
建設課長	西城彰君
産業振興課長	佐藤通君

産業振興課参事
(農林行政担当) 佐々木 三郎 君

上下水道事業所長 千葉 雅久 君

危機管理課長 三浦 清隆 君

総合支所長
兼地域生活課長 阿部 敏克 君

総合支所町民福祉課長 千葉 和之 君

公立志津川病院事務長
兼総務課長 横山 孝明 君

総務課長補佐
兼総務法令係長 男澤 知樹 君

総務課主幹
兼財政係長 佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長 芳賀 俊幸 君

生涯学習課長 及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員 首藤 勝助 君

事務局長 佐藤 広志 君

選挙管理委員会部局

書記長 佐藤 徳憲 君

農業委員会部局

事務局長 佐々木 三郎 君

事務局職員出席者

事務局長 佐藤 広志

上席主幹兼総務係長
兼議事調査係長 佐藤 孝志

主 事 加藤 優美子

午前11時10分 開会

○事務局長（佐藤広志君） ただいまより平成22年度決算審査特別委員会を開催いたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長、副委員長がともにおりませんので、年長である委員が座長となり、委員会選任までその職務をとり行うこととなります。

本日の出席委員における年長委員は、鈴木春光委員になりますので、よろしくお願いいたします。

○年長委員（鈴木春光君） ご指名をいただきました鈴木春光でございます。

ただいまより、平成22年度決算審査特別委員会を開会いたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長、副委員長がともにおりませんので、年長である私が、委員長の選任までのその職務をとり行います。よろしくご協力お願いいたします。

それでは、委員長選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の選任の方法はどのように行いますか、発言を求めます。

○三浦清人委員 年長者指名でお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（鈴木春光君） お諮りいたします。委員長は議会運営委員会委員長の星 喜美男君にお願いしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（鈴木春光君） ご異議なしと認めます。よって、平成22年度決算審査特別委員会委員長は、星 喜美男君と決定いたしました。

ここで、あいさつをもって、委員長就任の承諾とさせていただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 平成22年度決算審査特別委員会委員長に選任されました星です。皆様方のご協力をいただきながら、一生懸命行いますので、よろしくお願い申し上げます。

○年長委員（鈴木春光君） 以上で私の任務を終了することといたします。ご協力ありがとうございました。

○委員長（星 喜美男君） それでは、副委員長の選任についてを議題といたします。

副委員長の選任方法はどのように行いますか、発言を求めます。

○三浦清人委員 委員長指名でお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） お諮りいたします。副委員長は議会運営委員会副委員長の及川 均君にお願いしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、平成22年度決算審査特別委員会の副委員長に、及川 均君と決定いたしました。

ここであいさつをもって副委員長の承諾とさせていただきます。及川 均君、よろしく願います。

○副委員長（及川 均君） 副委員長に選任されました及川です。委員長を補佐してまいりますので皆様方のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（星 喜美男君） 以上で副委員長選任については終了いたしました。

選任の結果につきましては議長へ報告し、本会議において議長から報告いただくことといたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時15分 終了

（引き開催）

午前11時42分 開会

○事務局長（佐藤広志君） それでは、平成22年度決算審査特別委員会を開会します。

委員長、あいさつをお願いします。

○委員長（星 喜美男君） これより決算の審査に入らせていただきますが、委員皆様には活発なご審議と円滑な運営にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年度決算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

初めに、委員の皆さんに特別委員会の進め方についてをご確認いただきます。

特別委員会の進め方は、それぞれの会計ごとに細部説明を行い、その後質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

なお、質疑は一般会計については歳入歳出別の款ごとに行い、その他の会計につきましては歳入歳出一括、収入収支一括で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように取り進めることといたします。

それでは、認定第1号平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者兼出納室長。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） それでは、平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の細部説明をいたします。

初めに、決算書の目次をごらん願います。

目次にありますように、一般会計から公共下水道事業特別会計までの9会計につきましては、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書において調製されております。水道事業会計等の3会計につきましては、決算書及び決算附属書類で調製されております。また、財産に関する調書は決算書の一番最後に載せてございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

私のほうからの細部説明は、一般会計から公共下水道事業会計までの9会計について、それぞれの歳入歳出決算書で歳入の収入済額、歳出の支出済額等について前年度と比較増減割合をお示しするとともに、増減の事由などを取りまぜながら説明をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の歳入でございます。

1 款町税の収入済額は12億9,945万896円で、前年度よりマイナス2.9%であります。不納欠損額は1億1,828万9,937円で、前年度よりプラス718.3%の大幅な増となっております。これにつきましては後にご説明申し上げますが、5項の特別土地保有税の決算不納額が主なものでございます。そのほかに町民税、固定資産税、軽自動車税でも不納欠損が出ておりますので、大幅な増となっております。収入未済額につきましては1億5,911万4,018円で、前年度よりマイナス37.4%であります。

1 項町税の収入済額は、前年度よりマイナス7.2%であります。不納欠損額は前年度よりプラス80.2%であります。収入済額は前年度よりプラス10.5%であります。

2 項固定資産税の収入済額は、前年度よりマイナス0.9%であります。不納欠損額は前年度よりプラス134.5%であります。収入未済額につきましてはマイナス13.0%であります。

3 項の軽自動車税の収入済額は、前年度よりプラス1.9%であります。不納欠損額も前年度よりプラス206.7%であります。収入未済額は前年度よりプラス3.9%であります。

4 項の町たばこ税につきましては収入済額は、前年度よりプラス1.0%であります。収入未済額につきましてはプラス100%ということで、22年度収入未済額が発生してございます。

5 項特別土地保有税の収入済額は、前年度より100%増となっております。不納欠損額は8,562万6,835円で、プラス100%であります。これにつきましては、株式会社志津川リゾート開発の特別土地保有税を不能欠損としたためでございます。

6 項入湯税の収入済額は、前年度よりプラス46.4%であります。前年度より大幅に増となった理由につきましては、22年度は当初からの収入ということで、21年度は年度途中からの収入ということで、増額になってございます。

2 款地方譲与税の収入済額は、前年度よりマイナス2.0%であります。

1 項地方揮発油譲与税につきましては、前年度よりプラス78.6%であります。

2 項自動車重量譲与税につきましては、前年度よりマイナス5.0%であります。

3 項地方道路譲与税につきましては、前年度よりマイナス100%であります。これにつきましては、3 項の地方道路譲与税につきまして特定財源から一般財源にされたために、揮発油税のほうにプラスになったというふうなことが原因になってございます。

3 款利子割交付金につきましては、前年度よりマイナス12.5%であります。

4 款配当割交付金につきましては、前年度よりプラス23.6%であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、前年度よりプラス4.5%であります。

6 款地方消費税交付金につきましては、前年度よりマイナス0.2%であります。

7 款自動車取得税交付金につきましては、前年度よりマイナス13.3%であります。

8 款地方特例交付金につきましては、前年度より35.6%のプラスでございます。大幅な増となりました要因は、子ども手当に対する町負担金の補てん分が増額となったものであります。

3 ページ、4 ページをお開き願います。

9 款地方交付税の収入済額は、前年度より6.8%でございます。

10款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度よりプラス7.1%でございます。

11款分担金及び負担金につきましては、前年度よりマイナス13.6%であります。

12款使用料及び手数料の収入済額は、前年度よりマイナス19.7%であります。

1 項使用料の収入済額は、前年度よりマイナス28.9%であります。

2 項手数料の収入済額は、前年度よりマイナス9.8%であります。マイナスの要因は、震災による未収の増額となっております。

13款国庫支出金の収入済額は、前年度よりマイナス10.3%であります。

1 項国庫負担金の収入済額は、前年度よりプラス138.6%であります。プラスになった要因につきましては、子ども手当が増加になったということで大幅な増となっております。

2 項国庫補助金の収入済額は、前年度よりマイナス31.0%でございます。マイナスの大きな要因につきましては、先ほど町長も説明してございますが、21年度において経済対策の補助金が多かった分で、大きくマイナスになっているというふうなことでございます。

3 項委託金は、前年度よりプラス0.2%であります。

14款県支出金の収入済額は、前年度よりプラス3.3%であります。

1 項県負担金の収入済額は、前年度よりプラス9.1%であります。

2 項県補助金の収入済額は、前年度よりプラス5.5%であります。

3 項委託金の収入済額は、前年度よりマイナス25.5%であります。

県支出金の増になった理由につきましては、県負担金で子ども手当がプラス9.1%となっておりますが、県委託金がマイナス25.5%で、全般的に3.3%の増となっております。

15款財産収入の収入済額は、前年度よりマイナス19.9%であります。

1 項財産運用収入につきましては、前年度よりマイナス31.9%でございます。

2 項財産売払収入の収入済額は、前年度よりマイナス17.7%でございます。

16款寄附金の収入済額は、前年度より10.6%の減となっております。

なお、4 ページの収入未済額につきましては、震災による収入未済の増となっておりますので、つけ加えさせていただきたいというふうに思います。

5 ページ、6 ページをお開き願います。

17款繰入金の収入済額は、前年度よりマイナス58.9%であります。大幅なマイナスになりましたのは、一般財政調整基金を22年度では繰り入れをしていないために、大きく支出がマイナスになってございます。

1 項他会計繰入金の収入済額は、プラス63.0%であります。プラスの要因につきまして

は、老人保健特別会計が平成22年度で閉鎖されまして、その分の金額が一般会計に繰り入れられた経緯がございます。

2項基金繰入金の収入済額は、前年度よりマイナス63.4%であります。これは、先ほど申し上げました一般財調の繰り入れをしていないためでございます。

18款繰越金の収入済額は、前年度よりマイナス23.2%でございます。これは年度間の差のためにマイナスとなっております。

19款諸収入の収入済額は、前年度よりマイナス4.6%でございます。

1項延滞金加算金及び過料の収入済額は、前年度よりプラス40.8%であります。

2項町預金利子の収入済額は、前年度よりマイナス20.9%であります。

3項貸付金元利収入につきましては、プラスマイナスゼロとなっております。

4項雑入、前年度よりマイナス7.8%となっております。雑入の収入未済額がプラス37.3%と前年度よりふえています。これにつきましては学校給食費の保護者負担分の収入未済額がふえているというふうな状況でございます。

20款町債の収入済額は、前年度よりプラス10.8%でございます。

歳入合計の収入済額は、前年度よりマイナス0.6%となっております。

○委員長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時07分 開議

○委員長（星 喜美男君） それでは、おそろいですので休憩前に引き続き会議を開きます。

細部説明を続行いたします。会計管理者兼出納室長。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） それでは、細部説明の続きを申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款議会費の支出済額は、前年度よりマイナス17.6%であります。

2款総務費の支出済額は、前年度よりマイナス35.6%であります。翌年度繰越額につきましては、6つの事業を繰り越ししてございまして、前にご説明申し上げております繰越明許事業、それから事故繰り越しの事業が翌年度のほうに繰り越されておりますので、ここに3億円ほど計上されております。

1 項総務管理費の支出済額は、前年度よりマイナス39.4%であります。

2 項徴税費の支出済額は、前年度よりプラス2.4%であります。

3 項戸籍住民基本台帳費の支出済額は、前年度よりマイナス16.6%であります。

4 項選挙費の支出済額は、前年度よりマイナス58.9%であります。翌年度繰り越し事業につきましては、宮城県議会議員選挙の繰り越し分でございます。

5 項統計調査費の支出済額は、前年度よりプラス30.0%であります。これは、22年度において国勢調査が実施されたことによりますプラスとなっております。

6 項監査委員費の支出済額は、前年度よりプラス0.7%になってございます。

次に、3 款民生費の支出済額は、前年度よりプラス17.4%であります。翌年度繰り越しにつきましては、災害復旧費により増となっております。

1 項社会福祉費の支出済額は、前年度よりプラス7.0%であります。

2 項児童福祉費の支出済額は、前年度よりプラス37.6%であります。翌年度繰り越しにつきましては、子育て支援拠点施設の建設が事故繰り越しとなっていることによります。

3 項災害救助費の支出済額は、前年度よりプラス100%となっております。翌年度繰り越しの分につきましては、災害発生のための繰り越しとなっております。

次に、4 款衛生費の支出済額は、前年度よりプラス1.2%であります。

1 項保健衛生費の支出済額は、前年度よりプラス0.6%であります。

2 項衛生費の支出済額は、前年度よりマイナス9.3%であります。

3 項病院費の支出済額は、前年度よりプラス9.8%であります。

次に、5 款農林水産業費の支出済額は、前年度よりマイナス9.3%であります。翌年度繰越額については、項目の際に説明申し上げます。

1 項農業費の支出済額は、前年度よりマイナス5.1%であります。翌年度繰り越し分につきましては、明許繰り越しで農地制度実施円滑化事業が繰り越しになってございます。

2 項林業費の支出済額は、前年度よりマイナス0.5%であります。翌年度繰越額につきましては事故繰り越しで、森林病虫害等防除事業が繰り越しとなっております。

3 項水産業費の支出済額は、前年度よりマイナス11.2%であります。翌年度繰越額につきましては、ばなな漁港ほか石浜、寄木等の各漁港整備に係る繰り越しが7事業ありまして、事故繰り越し、明許繰り越しとなっております。

6 款商工費の支出済額は、前年度よりプラス11.9%であります。このプラス要因は、観光振興基金の新設によるものでございます。

次に、9ページ、10ページをお開き願います。

7款土木費の支出済額は、前年度よりマイナス16.4%であります。翌年度繰越額につきましては、町道汐見9号線改良事業、それから町道石泉線、その他5つの事業で明許繰り越し、事故繰り越しがあるために、翌年度に繰り越しになってございます。

1項土木管理費の支出済額は、前年度よりプラス34.8%の増となっております。大幅な増については、人件費の増ということでございます。

2項道路橋梁費の支出済額は、前年度よりマイナス43.1%でございます。大幅な減につきましては、事業の完成がなく、繰り越しが大幅に増となったためでございます。

3項河川費の支出済額は、前年度よりマイナス10.9%であります。

4項都市計画費の支出済額は、前年度よりマイナス5.0%であります。

5項下水道費の支出済額は、前年度よりプラス3.8%であります。

6項住宅費の支出済額は、前年度よりプラス2.4%でございます。

8款消防費の支出済額は、前年度よりプラス35.3%であります。大幅な増につきましては、防災行政無線のシステムの整備事業、それから瞬時警報システム整備事業等の支出があったことで、大幅な増となっております。

9款教育費の支出済額は、前年度よりプラス17.3%であります。主な要因につきましては、戸倉小学校の体育館等の整備工事のためにプラスとなっております。

1項教育総務費の支出済額は、前年度よりマイナス4.5%でございます。

2項小学校費の支出済額は、前年度よりプラス110.3%であります。繰越額につきましては、戸倉小学校の屋体工事の事故繰り越しとなっております。

3項中学校費の支出済額は、前年度よりプラス7.4%であります。

4項社会教育費の支出済額は、前年度よりマイナス11.6%であります。

5項保健体育費の支出済額は、前年度よりプラス12.3%でございます。これにつきましては、4項の社会教育費と保健体育費の人件費の増減がここに出ているということでございます。

10款災害復旧費の支出済額は、前年度よりマイナス48.6%でございます。

1項農林水産業施設災害復旧費の支出済額は、前年度よりマイナス9.3%であります。

2項公共土木施設災害復旧費の支出済額は、前年度よりマイナス68.5%で、全体的に公共土木の災害が前年度より減少しているというふうな理由でございます。

11款公債費の支出済額は、前年度よりマイナス5.6%でございます。

12款予備費については、支出がございません。

次に、11ページ、12ページをお開き願います。

歳出合計の支出済額は、前年度よりマイナス2.9%であります。

以上、歳入歳出差引残額は4億6,376万1,142円であります。これは前年度と比較してマイナス7.9%であります。差引残額のうち基金繰入金は1億1,000万円で、前年度より1,000万円の減となっております。

説明は以上でございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） それでは、歳入に対する質疑に入ります。

初めに1款町税、13ページから16ページまでの質疑を行います。

三浦委員。

○三浦清人委員 どなたもないようなので、トップバッターを務めたいと思います。

13ページからということでありまして、特別土地保有税関係ですけれども、ようやくといいますか、長年の懸案でありました特別土地保有税滞納ということで、毎年当初予算に1,000円という予算を計上して、ずっと未納、未納ということでやってきたわけであります。未納、未納といいましても、1,000円という額を計上して、そのうちには入ってくるんじゃないかなという期待を持ちながらずっと来たわけであります。しかし、ここに来まして解決したという反面、町民に対して大きな損失を与えたという結果が生まれたということは間違いないところであります。その責任というものをまずもってどのようにお考えでいるのか。8,500万円という大きな額が、町民に不利益を与えたということは申し上げるまでもありません。これは執行部としての大きな責任が問われる問題だろうなという感じでおりますが、どのように町民に対して謝罪するのか、説明するのか、政治的責任をとるのか。その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、不納欠損に至るまでの経緯、その辺のところも町民に対してわかりやすく説明をしていただきたい。この場で説明することが町民に対する説明ということになるかと思うので、不能欠損に至るまでの経緯ということでもあります。まずその辺からお願いします。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、これまでこの特別土地保有税につきましてはいろいろな形の中で徴収方を図ってまいりました。これまでも自主売買を含めて検討してきたという経緯がございますが、今回ご承知のように司法手続に入ったということで、残念ながら不能欠損ということになりました。そういう意味におきましては、徴収できなかったということ

については町民皆さんに対して大変申しわけないというふうに思っております。

なお、経緯等につきましては担当課から説明させます。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 特別土地保有税の不納欠損に係る経緯ということでございます。実は、この保有税に関する資料につきまして、紙ベースですべて保管しておりましたが、津波で流出いたしました。仙台地裁のほうに出向きまして、ある程度は回収をして、わかる範囲で複製をいたしましたので、その範囲の中での説明とさせていただきます。

まず、これまでの経緯につきましては、過日の財産の取得等で副町長のほうからも説明があったとおりでございます。今回、22年度におきまして8,562万6,835円を欠損といたしました。事実的には、調定が8,670万8,900円ございました。22年度中に滞納繰り越し分という形で108万2,065円の歳入をしております。この108万円の歳入につきましては、去る23年2月ですか、競売が行われまして、ネルソン・キャピタル・パートナーズという会社が8,000万円で落札いたしました。当時、仙台地裁のほうから交付要求を出してくださいということで、当町の滞納金に係る全額を交付要求をお出ししておりますが、第一抵当権者のほうが2億円という圧倒的な金額の差がございましたので、当町の配当についてはほとんどないのだろうというような形で交付要求を出しておりました。

競売の様子を傍聴に行きまして、その後に仙台地裁のほうと話をしたところ、どうも南三陸町の税金の差し押さえたやつで古いものが2件あるのではないかとということで、その資料を徴収させていただきました。その結果、今回競売で64の物件があったんですけども、そのうち2つの物件が当町の法定納期限が古いということが確認され、裁判所のほうからそれに係る資料を求められました。その2物件に係る滞納税が108万2,065円ということでございました。したがって、残りの8,562万6,835円につきましては、滞納繰り越しということで翌年度へ繰り越さないということで、平成23年3月25日だと記憶しておりますが執行停止、即時欠損という形で、これは競売が終了したことによって法律的な手続が完了したということで、取り立てが困難ということによるものでございます。

以上、不能欠損に至るまでの経緯ということで説明させていただきました。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 町長は「町民に対して申しわけない」というお言葉でございます。「申しわけない」だけで果たして済むのかどうかということです。何らかの形でこの責任というものを町民の方々に示さなければならないのではないかなと、そんな感じもいたしております。口

で語るのは簡単です。何度でも言えます。しかし、口でおしゃべりになる裏づけというものがやはり必要になってきます、この政治的責任というもののとり方について。私はそう思います。その辺の考えをどうなさるのか、それをお伺いしております。

課長が仙台地裁に競売を見に行ったということで、我が町にいただける金があるかどうかということを見るのが目的なのか、ネルソン・キャピタル・パートナーズが間違いなく落札したのかということを見に行ったのか。見に行った目的はどのようなかという質問であります。

それから、以前、今回の改選前に「競売にかかる前に我が町で買うことができないのか」という質問をいたした議員もございます。そのときに、副町長は「買うのであれば3,000万円か5,000万円ぐらいで購入できるでしょう」というお話をしておりました。しかしながら、副町長がそう答弁したのにもかかわらず町長が「目的のない土地は購入できない」というお話がありまして、また議員の中からも「目的のない土地は購入すべきではない」というような、執行部側がしゃべるような内容の発言をした議員もおりました。それはさておきまして、そのときに3,000万円から5,000万円を買っていけば問題はなかったのかなというふうに、今になってそういう思いであります。そこで、なぜあのとき3,000万円から5,000万円を買わなかったのか。そうしますと今こういう問題で騒ぎが出なかったという思いがしますが、その辺のことはどうお考えなのか、お聞かせいただきたい。

それから、先ほど志津川リゾート開発株式会社という名前が出ました。これは土地保有税ということで差し押さえをした会社であります。この会社の登記簿謄本等が今手元にあるのかどうか。流されましたかね。今はないでしょうね。そのときの役員の名前とか名簿というのはどうなっているのか知りたいなという感じがするんですが、もしわかっていたらお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもお話ししましたように、今回のこの土地の問題につきましては司法手続にのっとって進んできたということでございますので、そこはひとつご理解いただきたいというふうに思います。

それから、土地をなぜ購入しなかったのかということでございますが、前にお話ししましたがいわゆる使用目的、当時とすれば町として考えていなかったということでございますので、そういう観点で当時は購入しないということで判断させていただいたということでございます。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 競売の会場に行った理由でございますが、徴収をやってございますと年に何度もそういう機会がございますが、ふだんは参りません。交付要求を出して、そして配当があれば裁判所のほうで計算をして、幾ら幾らの金額を南三陸町さんに配当しますという事務手続で終わるんですけども、今回は大変大きな事案であるということもございましたので、私ともう1人の職員の2人で、一体だれが落札するのかというところを見に行ったというところでございます。

それから、リゾートの役員の関係ですけれども、資料はございません。大変申しわけございません。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 司法手続にのっとって行ったと。それは当たり前の話です。結果を見ればわかるんです。町に8,500万円も8,600万円も損害を与えた責任はどうとるのかという質問であります。委員長、そこのところよくわかって、質問の内容をきちんと理解して、そして答弁させてくださいよ。そのために委員長というのはいるんですからね。私はそれを言っているんですよ、質問を。司法手続にのっとって行ったなんて答弁をもらうためにやっているのではないですよ。8,600万円近くの金を、町民に損害を与えた責任はどうとるのかという質問です。「申しわけなかった」、聞きました。その言葉の裏づけを形でどうとるのかということです。政治的責任というものはそういうものであります。当時は使用目的がなかったから買わなかったと。そうでしょう。買っていれば、今こういう大きな問題も出なかったと。「そうですね。言うとおりに買っておけばよかったですね」と、そう思いませんか。反省はしませんか。必要ないんでしょう、必要。

それから、課長もふだんは見に行かなかったと。どなたが落札するのかということで気になるので、行ってこいと言われて行ったと思うんです。私はどなたが取るのか行ってこいということじゃなく、ネルソン・キャピタル・パートナーズが確実に落札したかどうか確認してこいと、こう命令を受けたんじゃないかなということで今質問に立っているんです。その辺、いま一度どうですか。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回こういった不納欠損が出たということにつきましては、町政を預かる者として大変申しわけないというふうに認識はいたしてございます。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 命令はございませんでした。私と担当職員と2人で主体的に、

利害関係者ということで競売の様子を見に行き、そして11名だったと記憶しておるんですが、落札金額の朗読を聞いてきたというようなことで、特にネルソンが落札するから見に行けとかという命令はございませんでした。収納対策室の主体的な活動として行ってまいりました。

○委員長（星 喜美男君） よろしいでしょうか。では、ほかに。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 歳入で大きなウエートを占めなくてはならない町税なんですけど、ここに1億5,911万4,018円ですか、収入未済額、それから不納欠損額が出ています。震災に遭いまして、多分この町税がこういう大きな金額になったとは思いますが、不納欠損額はわかるんですが、収入未済額のこの金額は今後どういう扱いになるのか。町税を納められない町民がいっぱいいると思うんですが、この扱い方、それはどういうふうになるのか、ちょっとお知らせください。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 収入未済額1億5,900万円の今後の扱いということでございますが、これが全額滞納繰越額の調定というふうになりまして、今後この滞納繰り越し分は一般税滞納繰り越し分ということでこの1億5,900万円を徴収していくと、そういう手順になります。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 繰り越しして、滞納している方たちに納めてもらうように今からやっていると、そういうふうなことなんですか。それは可能でしょうかね。どうなんですか。可能でやっていかなくてはならないかもしれませんが、こういう被災した人たちが果たして本当に納められるかどうか、その辺の見通しはどうですか。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 実は、今決算でございますので、本来23年度の予算の中で現年分と滞納繰り越し分をどのように徴収していくかという部分につきまして、事務方と今大変頭を悩ませているところでございます。

まず、この決算で出ました収入未済額でございますが、淡々と徴収を続けていくということになるんですけれども、ただいま委員がおっしゃいますように、震災下にあつて、これまでと同じような手法あるいはペースで滞納繰り越し分を徴収することができるのかどうかということについては、大変頭を悩ませております。これは私どものみならず、被災した沿岸自治体の税務担当課長さんは同じ気持ちだろうと思います。ただ、震災前の滞納税というふう

な観点からすれば、なぜ滞納になっているのか、財産があるのかないのか、これをできるだけ調査して、それから面談などをしながら、この1億5,000万円の縮減に努めていかなければならないということは間違いないところでございます。

ただ、現在6月定例会で減免条例をご決定いただき、罹災の方々の税を減免している、そういった現状からいたしますと、被災者を中心とした税上の救済措置をとりつつも、一方ではやはり自主財源である町税を確保しなければならないという責任もございますので、その相反する両面の業務に携わっていくということが非常に今頭を悩めているということですが、方向性としてはこの1億5,000万円をできるだけ縮減するということに変わりはありません。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 課長の頭の痛いのがわかります。本当に書類上はこういう未済額を減らしていかなければならないと、そういう方に徴収していかなければならないというのはわかります。しかし、本当にこういう災害に遭って、なかなか納められないというのが事実だと思いますので、これが果たして少しずつ解決していく問題かなと思って、私なんかは不可能に近いんじゃないかなと思ったりしています。何らかの形で救済する方法というんですか、こういう未済額を帳消しにしていって、さらにそういう方たちには新しい希望を持って働いてもらおうと、収入を得て、そして町税を納めてもらおうと、そういう方向で考えていく必要があるんじゃないかと私は思いますが、町長いかがでしょうか。そういう制度はありますか。ぜひ頑張ってそういうものを利用しながらやってほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今大瀧委員が言ったような制度等は私もちょっと存じ上げませんが、町民税務課長がお話ししましたようにそれぞれの被災後の生活の実態、これをしっかりと把握するということが非常に大事だと思いますので、その辺から我々としては対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませつか。阿部委員。

○阿部 建委員 私も14ページの特別土地保有税関連であります、お伺いしたいと思います。

この土地につきましては、ことしの1月に競売が開始されるんだというような説明があつて、1月末に落札がネルソン・キャピタル・パートナーズという会社が受け取ったと、結果的にそういう内容でしたが、この競売をなさるときの説明では、この土地の評価額は1,100万円ぐらいなんだと。これは裁判所が出した評価額かどうかわかりませんが、私の記憶では同

僚議員が「1,100万円なら買っておいたらいいのではないか」と言ったら、「税金がかかるから」ということで買わなかったようですね。その1,100万円という評価額、そういう説明をしたことに間違いありませんか。

それから、8,000万円を買われた、10名の参加者があったと聞いています。その次、8,000万円の下金額などはおわかりですか。8,000万円が最高額でしょうからね。この2点について説明をお願いします。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） まず、リゾートが保有している山の価格というご質問でございますが、私が裁判所で閲覧した資料ですと、これは評価額ということではなくて、競売に付するために裁判所があらかじめ鑑定士を依頼して、現地調査などをしたんだと思うんですけども、それによって鑑定士がはじき出した売却基準価格という金額が1,113万円ということでした。したがって、入札をされる方につきましては1,113万円からスタートというような流れになるのだらうと思います。それで、最高価格が8,000万円であったと。先ほど申しましたように、記憶で10社だか11人の方が応札をされたという内容でございます。（「8,000万円の下金額」の声あり）

6,000万円台が第2位の価格だったような気がしています。一番下の方は、覚えているんですが、1,113万円から入札保証金を引いた額だったので、220万円ぐらい引いた額、大変申しわけないんですが800何ぼとか900とかという世界だったと思います。一番最初にその値段が出たときに、基準価格よりも随分安いところからスタートするんだなということで、同僚の職員とちょっと首をかしげたんですけども、たしか補償金を差引いた金額からスタートされた方がおられたような気がいたします。

○委員長（星 喜美男君） 阿部委員。

○阿部 建委員 1,113万円、そういう1,100万円ほどだという記憶がありますがね。それから、その入札の結果が6,000万円、8,000万円の次に高い方ですね、それは私の記憶とは全然違う説明ですけども、後でもしわかるものであればこの10名の応札内容、資料か何かで提出をお願いします。委員長、そのように取り計らいをお願いします。ひとまず質問を終わります。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 今手持ちにございませぬので、仙台地裁と協議をしながら取り寄せて、後日お渡ししたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませぬか。（「なし」の声あり）

なければ、1款町税についての質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税から8款地方特例交付金まで、15ページから18ページまでの質疑を行います。ございませんか。

三浦委員。

○三浦清人委員 17ページの自動車取得税等に関連する質問に入りたいと思います。

震災によりまして多くの車が各地区から、各団体から寄贈といたしますか、いただいたわけがあります。その辺の台数も最近どれぐらいになっておるのか、まだ我々にも報告されておられません。どういった台数で、どのようなところで、どのように使われておるのか。中には車検が切れるもの、あるいはあるもの、いろいろ多種多様といたしますか、いろいろな種類があるかと思うのですが、そういった場合の税金というのは、公共団体でありますからかからないというか優遇されるというか減免されているのかどうなのかですね。

それから、来た車すべてが町の所有権の移転になっておるのかどうなのか。それによっていいこと、悪いことも出てくるのかなという感じがするんですがね。かなりの台数という話を聞いておるんですが、全部が利用されておるのでしょうか。100台以上の台数と聞いておりますので、駐車場の関係も大変私、余計な心配なんだけれども心配しているんですけども、その辺のところです。

それから、車のことで関連するんですが、最近町長のトレーラーハウスということで新聞を非常ににぎわせておるところであります。9月15日でしたか16日でしたか、町長が町のために来たトレーラーハウスを私物化したというような記事が載っておりまして、そうしましたら、私はインターネットはやらないんですが、いろいろな全国から文句というか意見というんですか、インターネットの専門用語はよく知らないんですけども、全くいいことが書かれていなくて、私ども町民にとりましては非常に恥ずかしい内容の全国の声でありました。その後、翌日河北新報に問題がなかったような内容の記事が載っておりました、17日でしたかね。それで、じゃあよかったなということで見ておったんですが、翌日の18日に、これは産経新聞なんですけど、何だおかしいんじゃないかというような内容の記事が載っていました。震災の復興活動に関連する目的以外に使用してはならないという契約が、町とシビックホースさんで取り交わされておったと、そういう契約の内容であったということですが、その契約内容、契約書は町でも控えは持っておるんですけども、その契約書を出していただきたいというふうに思います。6台が一括で町とその団体とが賃貸契約を結ばれておるようですけども、新聞に書かれておりますように災害復興活動に関連する目的以外に使

用してはならないという文言がなされてあるのかどうか。これを確認しない限り、新聞が本当のことなのかどうなのかということになるわけであります。

それから、町長多分インタビューでやられているわけだと思うんですが、いろいろと記者対応などにも使っていたというようなお話のようです。新聞の記事によりますと。どういう記者の方々がそこに行ってインタビューしておったのか。その辺のところもお聞かせいただきたい。

とにかく、全国の新聞がこの問題を取り上げております。スポーツ紙各社すべてです。それから山形新聞、秋田新聞、北海道新聞、それから中京新聞、名古屋のほうを拠点としている向こうのほうの新聞、全国津々浦々の新聞でこの問題を取り上げられました。非常にいいことじゃないんですね。町にとってはマイナスの記事であります。そういう記事が載せられたことによって、町長としての町民に対する考え方、問題ないんだというお考えなのかどうか、その辺のところもお聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 公用車のそういった寄贈及び貸与の件でございますけれども、現在のところ全国から80台、貸与という方式と寄贈という方式、2種類ございます。ほぼ40台が貸与、40台が寄贈というような内容でございます。貸与ですから、借りているわけでございますけれども、当分の間、あるいは9月30日まで、あるいは来年の3月30日までと、そういった期限付きの貸与が約40台でございます。それから寄贈につきましては、これらについては町の財産として名義を変更して使用してございます。

寄贈あるいは貸与の相手先でございますけれども、市町村関係、都道府県関係が一番多いわけでございますけれども、そのほか各自動車メーカーから、あるいはロータリークラブとかライオンズクラブとか、そういったところから寄贈いただいておりますし、今後も西宮市さん等からは給水車あるいは給食車を寄贈いただく予定になってございます。

それから、町が購入する場合は自動車重量税はかかりません。そういうことになってございます。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長、活用状況。

○総務課長（佐藤徳憲君） 公用車でございますので、震災で60数台なくしましたので、各課に配置して公務に使っているということでございます。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） トレーラーハウスの件につきましては、先ほど全員協議会の中で基本的

なこれまでの経緯、事実関係についてはお話しさせていただきました。ご案内のとおり、先ほどもお話ししましたように、災害復興といいますか、いわゆるシビックホースがこのトレーラーハウスを貸与すると、お貸しするという内容については、当然審査がございます。その中で、今回の私が利用させていただくということについてはシビックホースさんからも理解をいただいたということでございますので、そこはひとつお話をさせていただきたいというふうに思います。

それから、記者がというお話でございますが、ご案内のとおりこの6カ月間、各新聞社、テレビ局、あるいは各種雑誌、それぞれの記者、1週間あるいは3日とか、そういうサイクルでかわっていきます。したがって、私が取材を受けたのはほぼ全社と言っても過言ではないのかなというふうに思います。具体的にどこの社、どこの社と言われても思い出すのはなかなか難しいんですが、基本的にはほとんどの社の取材を受けたというふうに私としては記憶いたしてございます。

○委員長（星 喜美男君） 契約書は出せますか。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 6台につきましてはシビックホースと南三陸町長で契約書を取り交わしてございます。その契約書は、委員長から指示があれば写しを委員会に提出したいというふうに考えています。

○委員長（星 喜美男君） 暫時休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 開議

○委員長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦委員の質疑を続行いたします。

三浦委員。

○三浦清人委員 今この契約書に目を通してはいるんですけども、先ほどの町長のお話ですとシビックホースさんから個人的に使っていることを了としてやってきたというような内容のお話がありましたが、この契約書はあくまでも町と公益法人との賃貸契約なんですね。そうすると、6台を町が借り受けたと、無償でね。そしてその1台を町長が自宅のほうに持って行ったというのには間違いはないんですね。ここの2条に「南三陸町において災害復興活動に関連する目的以外に使用してはならない」という文言が載っておりますが、やはりこれ産経新聞が18日付で載っておる記事には間違いなかったという解釈でよろしゅうございますね。今

ちらっと見たんだけど、町長が個人的に持って行って使用してもよいというような契約はどこにも載っていないような気がするんですが、どこの契約書の条項に基づいて町長は自宅に持って行ってお使いになっていたんですか。これ何条かに書かれていましたか、そういうこと。ちょっと今しゃべりながら見ているんですが。

それから、いろいろな方々が入り出して、いちいち記者の方々の顔はわからないというようなお話がありました。まさしく多くの記者の方々が押し寄せたというのはおかしい、不適切な発言なのかどうか、皆さん行って、取材ということになったと思います。先般、一般質問でしたか、入谷地区でセシウム、放射能関係で記者をよこしてくれと、報道機関をよこしてくれというときに、町長はある記者を派遣してやったというお話がありましたね。その記者の方もこのトレーラーハウスに行ったことがあるのかどうか。その辺ですね。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この件につきましては、先ほども言いましたように先にシビックホースさんのほうにこういう形の中での使い方についていかがでしょうかということについてお話をさせていただきまして、その趣旨につきましてはシビックホースさんでもそれは了解ということでございますので、今回こういう形で使わせていただいているということでございます。

それから、基本的にはこの第2条にありますように災害復興活動ということでございますので、先ほど言いましたようにさまざまな方々においでいただいておりますので、この南三陸町の現状、それを全国の皆さんに発信させていただき、それで全国の皆さんからご支援をいただくということについては、まさしく災害復興の原点であるというふうに思います。また、先ほども協議会のほうでお話しさせていただきましたが、たくさんのNGOの皆さんにおいでいただきました。そういった方々に対して、この町のこれからの水産業や商業の復興に関してさまざまなご支援をお願いしたいということで、何十回となくお話をしながら展開してきたということがございます。それも含めて、漁業の皆さん、あるいは商業の皆さんも復興に向けての足がかりをこの団体の方のご支援で培ってきたということがございますので、私とすればこの第2条に反するようなことは全くございませんので、ある意味このとおりの形の中で、災害復興に関連するという形の中でこれまでもそういった活動を展開してきたということでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、第2点目のご質問でございますが、入谷の地域に記者に行ってくださいとお話ししたのは、たまたま張りついていた記者さんをお願いしたわけでございますので、その記者さ

んもそういった取材には入ってございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 そういうお話であれば、新聞等にはそう書かなかったのかなという思いがするんです。しかし残念ながらそういうお話じゃなく、とにかく寝たばこをするためにトレーラーハウスを使ったとか、自宅が狭いために使ったとか、私的に流用するつもりはなかったが返却も検討したいということで、そういうふうに各新聞に載せられると、全くそういう復旧・復興活動以外に使われたんだというようなとらえ方をされても仕方ないのかなと。全国の新聞に書かれてありますからね。でありますから、今町長がそういうふうなことで正当性を訴えているわけでありますから、いかにこの新聞の方々が書いた記事を拭き去るといいますか、消すといいますか、そうじゃないんだよと言う手法、どのようにしたらいいのか。何でもって発信していったらいいのか。一度こういうふうに書かれて、とにかくインターネットなど見ますとまさしく南三陸町町民が悪者というか、非常に迷惑をこうむったのは事実なんですよ。だから、そういうものも消し去るにはどうしたらいいのか、どういった方法がいいのか。構わないであげばいいんだという考えなのか、何かの手段で、方法で町民の名誉の回復をしなければならないのかなと、そういう思いでいっぱいなんです。町長も町長なら町民も町民だというようなことが言われておりますので、その辺の町民の不名誉というのを挽回しなくてはならないのかなという思いでいっぱいです。その辺、どのような方法をこれから講じるのか。できれば、掲載した新聞あてに抗議文かな、今考えられるのは。訴訟まではいかなくても、抗議文などもやる必要があるんじゃないかなと思いますよ。おたくの記事は間違っていたと、訂正してくれと。ということでもしない限り、なかなか町民の名誉というものは回復できないんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

それから、たまたま来た張りつけの記者さんということで、その方はNHKの方で女の記者さんで山田さんという方に間違いはないですかね。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでのトレーラーハウスの件につきましては、私が委員さん方にご説明しているとおりでございまして、何ら問題があるというふうには私も認識いたしておりません。したがって、新聞報道等でそういった書かれ方ということについては、私も地元紙の取材に応じまして、まさしくもって不本意だというお話をさせていただいております。そういった形の中で、私としてもこれからいろいろな方々にお話をいただいた際にはそういうお話を今後とも継続してさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから2点目の質問については、そのとおりでございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 これやっぱり何らかのアクションを起こさないと、なかなか町民の方々の名誉というのは回復できないと思いますよ。やっぱり一日も早く新聞各社に対して抗議文をやっていただきたい。そうしないと、町民の名誉の回復にならないと思いますよ。ほったらかしておいたのでは、このままでおいたのでは間違いなくほかの新聞に書いてあるとおりだなということになりますので、その辺はぜひやっていただきたいと思います。

それから、2問目はそのとおりだと。NHKの山田さんという方で、新聞記者さん。今はいなくなったようですね。私も不思議に思ったんですよ。8月11日の午後1時のNHKのニュースで、私12日の臨時会の時に言いましたよね、ゴルフ場跡地、南三陸町仮契約を結んだと。よその放送局も流すのかなと思ったらNHKだけなんですね。それで、ほかの記者さんたちから、あるいは報道関係の方々から何だべやと。いやいや、できないんですと。なぜか知らないけどNHKさんだけなんですよというように話をされまして、何かあったのかなと。その人はだれと言ったら、女性記者さんで山田さんという方でねと。ああそうですかということで、今確認の質問でありました。

いずれにしても、この新聞対応をどのようにするか、いま一度検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 記事の内容について、私は先ほども言いましたように不本意だと思っております。しかしながら、記者さんのそれぞれの書き方、とらえ方というのがございますので、それは私としてどう抗議するかということよりも、その記者さんがどういう意図でそう書いたかということで、私とすればある意味その記者さんのとらえ方、受けとめ方、それを尊重……、尊重と言うとおかしいですね、お聞きするしかないなというふうに思っております。これまでも、その記事だけでなくたくさん南三陸町の記事が全国各地に流れました。その際、いちいち私が「この記事は違う」とかなんとかということ発言することもできませんので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目につきましては、前にも多分説明していると思うんですが、いわゆる議員さん方に議案をお渡しする際に、それはマスコミのほうにも流れてございますので、それはNHKさんが議員さんたちと同じように資料を入手して、それで放送したというふうにとらえてございます。

○委員長（星 喜美男君） よろしいですか。三浦委員。

○三浦清人委員 何度も言うようですが、町長は不本意なのね。いいんです、あなたは不本意で。要は町民が不名誉になっているということなの、町民が。それについてあなたはトップとしてどのようにするかということ。あなたは不本意だ、不本意だと。いいんです、あなた個人がどう言われようが。町民があなたのために不名誉な扱いをされていることに対してどうやるかということを知っているんですよ。あなた個人はいいんですよ、いろいろな事を言われても何しても。ただ、あなたのためにおかげさんで町民までそういうふうに使われているということに対して、あなたは町民の名誉を回復するために何かやらなければならないのではないかということなんです。そこを言っているんです。何もしなくてもいいんですね。では町民が笑われっ放しでいいんですね。不名誉になっていてもいいんですね。そこなんです。そういうふうな解釈でとります。わかりました。終わります。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんか。阿部委員。

○阿部 建委員 私もトレーラーハウスの件でお伺いしますが、町長の認識では契約書の第2条に適しているんだというようなことを言っていて、考えようによっては町長は災害復興活動に一生懸命ですからね。ただ、そんなに夜とか朝とか、果たしてあそこにそういう記者とかいっぱいいるのかどうかはまずひとつ問題だしね。今世間では、私は認識の違いだと思うんですよ。2条も3条もそんなものは問題じゃないんです。町民がどう見るかですよ、客観的に。町民の声を全然感じないことになりますよ、今のような答弁を許していたんでは。こういう問題に対しては周囲で、私確かめたわけでもありませんが聞くところによると、あの団地そのもので問題になっているらしいじゃないですか。町長は庭にトレーラーハウス持ってきて。

それから、ここ二、三日私もそっちこっち歩きましたが、町外でさえも「南三陸町は随分近ごろにぎやかだね」と。何一つプラスになるものはないようです。新聞には「返却する」というようなことも書かれていたので、あそこにあのトレーラーがある限り、問題が大きく発展する可能性がありますので、私は町長がそういう考えでいるなら、私もそう考える面もありますけれども、町民の声としてやはり、あそこになれば生活できないというんならですが、もっともっと大変な生活をしている方々もいるのだから、何か別の建物でも自分個人で建てるとか、敷地の写真を見ると何だかあるようですのでね。私は返却したほうがいいのかと、返却するんだと、こう思っていました、その認識には……、私の認識の違いでしょうか。いつまでもずっとあのトレーラーハウスをお宅の前にどんと置いて、私は別の方法

もあろうと思いますので、あんまりこういうこと議会で言いたくありませんが、そういうことですので私はできるのであればどこか、町民の批判を受けないような、一生懸命やっているにもかかわらずそういうふうに言われるんではたまったもんじゃないですから、町長の立場になれば。一生懸命やっているのに何だと、こういうふうと思うかもしれませんが、しかし現実には現実ですから。「それは当たり前だ、いいことだ」という人はいますか。私はいないと思いますよ。何もあれがなくても、それらに対応する方法があるんじゃないかなと思いますので、返すほうが……。新聞で、会社と話し合いをしてどこか別なところに移すというようなお話も出ていたようですけれども、ああいいことしたなど、私はそう思ったのに、きょうはがらっと変わりました、1年間だか3年間動かさないでおくのかなと、こう思っているんです。そうじゃなくて、私は返却して別な方法をとって、一生懸命復興に尽くしていただきたいなど、そういうふうに思いますが、いかがですか。そういう考えありませんか。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご指摘の部分もございますので、時期を見て検討させていただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんか。千葉委員。

○千葉伸孝委員 1番です。

今回、交付金ということで、国からの交付金でいろいろな事業とかしていると思うんですけども、今回仮設庁舎の件で国のほうから、災害を受けた自治体に特別に仮設建設の交付金が出ているということで、4億円というお金で仮設建設を南三陸町では進めているというような、今現実で動いています。執行部のほうからも新しい提案を出されて、議会の要望を酌んでもらったという気がします。

そういった中で、本設、例えば病院、庁舎本設ということにこだわる議員さんもたくさんいます。その辺も必要ですけれども、近々にはやっぱり仮設の庁舎、病院が必要だと。ただ、将来的なことを考えると、今回無償で4億円というお金が災害復旧で来るからそのお金を使って新庁舎を建てると、年度内だと、ことしだと。そういったことがある現実の中で、この災害に当たっての仮設庁舎の建設の交付金を使わなかった場合に、また新たにこの交付金の中に使わなかった自治体に対して上積みで交付金が庁舎建設に当たって来るというような、そういったことはできないんですかね。その辺、総務課長に聞きたいと思います。

あと、トレーラーハウスの件なんですけど、私もホームページのほうで、2チャンネルという投稿のチャンネルなんですけれども、すごい、余りにもひどいメッセージがいっぱい載って

いました。町民に対する批判、選んだのはあなたたちでしょうと。この辺はすごい町民にとってはつらい言葉ですし、それを現実的に全国数百万人、数千万人ぐらいの人たちがやっぱりそれを見ていると思うんです。そういった観点からも、やっぱりこのトレーラーに関しては町長は返すべきだと。仮設に入って苦勞されて、集会所もないという人の中で、これを町長の自宅の前に置いていて、応接とか対応に使っているということに関しては、町長が独自で仮設、自分で買ったほうがいいのかなと。自宅の庭なので、自分でそういった場をつくるぐらいの報酬はいただいていると私は思うんです。私たち議員も、とりあえず議員活動ということで油から何から、あと必要な議員活動費用として私はすべて自分のお金でもってやっているつもりです。やっぱり仮設が欲しかったら、私自分で買います。それが正当な活動の1つだと思うんですけれども、この辺。2点お聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回、仮庁舎のそういう国の補助金の特例でございますけれども、これは国の1次補正予算ということで既に決定になってございますが、その中にいろいろな項目がございまして、役場の仮庁舎を建てる場合には3分の2の交付金を出しますと。あるいは消防署等もありますし、いろいろなメニューがあるんですが、そういうことでこれを翌年度あるいは翌々年度に使うということとはできないんです。今回の23年度中にそういう補助申請を出して、そして採択、いわゆる認められれば3分の2の国の補助金が交付されると。全額と申し上げましたのは、残りの3分の1は地方交付税で後々措置されますよということで、理論上は全額なんですけど、今回建てる場合には一時的には3分の2が補助金、3分の1が地方債と、こういう形での財源措置をさせていただきます。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今千葉議員からお話いただきまして、町民の皆さんがそういう思いということで、私としても本意でございませぬので、先ほど阿部議員にお話ししましたように、時期を見て撤収したいと。ただ、今回トレーラーハウスをお願いしたのは急遽だったものですから、建設すればいいという話ですがなかなかそういう時期がなかったということで、お借りしたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 今の町長の答弁ですが、6月11日、なかなか仮設に入れぬという町民も多い中でトレーラーハウスの自宅への設置だったと思います。そういった時期を考えても、やっぱりトップとしてやってはいけないことだと思えます。その辺をやって、今発覚したから

こういった形で議会にも報道にも答弁しているような気がします。今はそういったことをやっている時期じゃないと思います。南三陸町においてはいろいろな問題が新聞で取り上げられています。ほかの自治体を考えた場合に、こういった形で次から次と新しい事件というような形のことが起こる自治体は、私はないと思います。そういった中で、復旧・復興に向かう南三陸町の本当の姿は、職員の皆さん、そしてもちろん町長、副町長も含め執行部の皆さん、そういった形で動いているんですけども、そういったマイナスの分が出ていることが多いと私は思います。こういったことは早く払拭して、本当に復旧・復興に向けて行政が動くべきだと思います。そのためにも、トレーラーはすぐ返したほうがいいと思います。そういったことで町長にはお願いしたいと思います。

あと、仮設庁舎の件ですが、特別交付税ということで、すべてが何か中途半端に終わってしまうことが私は怖いんです。なぜかと言えば、しっかりしたものを建てていけば将来への歩みが見えると私は思います。そういった中で、こういった形で一時的な仮設の病院、庁舎はあくまでも一時的であって、将来の南三陸町には結びつかない。ただ、必要だという意味はわかります。そういった中でも、今回の交付税の部分でやっぱり小さくてもいいからある程度しっかりしたものを建てて、それに接続するような形で本設というような形に、方向性として町は進んだほうがいいのかなと。だから、交付税の使い方を有効に、将来に残すための交付税の活用をできれば、町のほうで活用の仕方があると思います。皆さんで考えれば、いい案が浮かぶと思います。

そういった面でも、この2つの問題というのは町にとって将来、そして今後にとってもクリアしなければいけない部分の案件だと思いますので、ひとつ行政のほうにも取り組みですね、町長のほうにも復旧・復興に向かうような、そういった態度とか姿勢を見せるためにも、私はこの件に関しては早く処理すべきだと思います。終わります。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんか。及川委員。

○及川 均委員 私もこの問題、トレーラーハウスの件につきまして、けさの全員協議会からずっと一連の本日の流れの中にあるわけでありまして。その中で、契約書まで持ち出して事の善悪、町長の釈明は「何ら法的に反するものでもなく、やましいところはない」という説明があります。しかしながら、新聞報道等では個人的に使用したとか、あるいは批判的な報道がなされ、そして町民もまたそういった批判の目で見ていることは前者が指摘したとおりでありますね。そうしたことに對して、けさから私もじっと聞いておったんですが、町長から遺憾のいの字もない。不徳のいたすところのふの字もないわけでありまして、町民に對しまし

て。議会は町民の代表がここにいるわけですね。そうした町民に何の釈明もないのかということでもありますけれども、「私には何らやましいところがない」ということです。しかしながら、昔から言いますね、「李下の冠」「瓜田に履を納れず」だと。行政のトップたる長が、そうした疑惑あるいは不信感を持たれること自体、行動自体に「何ら問題ない」という釈明はないと私は思います。その辺のところはきっちり釈明するところは釈明し、そして謝るべきところは素直に謝るべきでないかと、町民皆さんにご迷惑をかけたことに対する一言ぐらいのおわびの気持ちがあつてしかるべきでなかろうかなと、こう思うんです。今、トレーラーハウス等も町長の口から「返す」ということは全くなかった。しかし新聞報道等によっては「車両をお返しする」ということを町長が言ったということが書いてあるんです。この新聞報道等はうそなのかどうか。きょう一言も町長から「トレーラーハウスは返す」という説明は全くございませんでした。その辺のところをもう1回お聞きいたします。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど阿部議員にも千葉議員にもお話ししましたように、時期を見て返却するというお話をしていただきますので、ご理解をお願いしたい。本当に町民の皆さんにとって本意でないこととございますので、そういう意味におきまして町民の皆さんに対してそういった報道がなされたということについては大変申しわけないというふうに思っております。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、2款地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑を終わります。

次に9款地方交付税、17ページ、18ページの質疑を行います。ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、9款地方交付税の質疑を終わります。

次に、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料まで、17ページから22ページまでの質疑を行います。

大瀧委員。

○大瀧りう子委員 11款の分担金及び負担金のところと、12款の使用料のところでお聞きします。

20ページなんです、これは先ほど質問したのと同じような趣旨なんです、保育所使用料とかそういうのが収入未済額になっております。それからそのずっと下の町営住宅使用料、

これも1,300万円ばかり未収入になっております。こういう扱い方をどのように考えているか、それをお聞きいたします。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 保育所保育料、それから放課後児童クラブの保護者負担金の収入未済額の関係でございますが、先ほど町民税務課長がお話ししたとおり、方向性としては同じような形で、今年度につきましては減免というような措置をさせていただいておりますので、これは過年度分というようなことなので、粛々と進めてまいりたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 町営住宅の使用料なんですけれども、なかなか口座振替ができないまま今回被災してしまったということでございまして、この公営住宅の使用料は実は総額はわかるんですけれども、個人ごとの使用料というものがそれぞれ8段階の収入基準になってございますので、現在この辺の台帳を整理しながら、この時点での使用料というものを今調査、検討してございます。それぞれその辺を検討した上で、同じような形で対応はさせていただきたいと思っております。ただ、公営住宅のシステムそのものが単体であったために、すべてバックアップがされていなくて、すべてのデータが失われてございますので、今その回復にちょっと時間を要してございます。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 町税のときもお話ししたように、徴収しようと思っても今建設課なんかはもう帳簿がないと、バックアップしてもなかなか実態がつかめていないと、そういう話もありますので、そしてさらに本当に被災された方たちは保育料を納めるというところまで行かない人が多いんじゃないかなと私思っております。これはいつまでも収入未済額として扱うのかどうか、その辺も1点お聞きしたいなと思っておりましたので、もう一度考え方としてどうなのか、お願いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほど町民税務課長もお話ししましたとおり、今こういう状態で、被災で多分大変御苦労なさっている方もいらっしゃると思います。その辺の実態調査をしながら、できれば先ほど申しましたように過年度分もございますので、その辺も含めて検討させていただきたいと、そういうふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） この件につきましては、本年度も住宅の収入調査というものを今予

定してございますので、それぞれ入居者と面談をしながら、こちらのほうでもしっかりした対応をさせていただきたいと、このように考えております。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 本当にこの実態、なかなか厳しいと思います。そういう中で、未済額としてずっと計上してもこれはしようがない部分もあるんじゃないかなと私思いますので、実態調査をきちっとやって、徴収のことも考えていくと、そういう答弁でしたので、ぜひこういう使用料についてもその辺を踏まえながら実態に合った徴収の方法をとってほしいと、そう思っております。以上です。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんか。高橋委員。

○高橋兼次委員 使用料、12款1項1目ですか、前者も聞いたようでございますが、この建物使用料、それから土地の使用料、工作物の使用料等々あるんですが、土地の場合、これ何カ所ぐらいあってこの額になっているのか。それで、その面積とか坪単価というのは出ているんですかね。何ぼぐらいで貸しているのか。この点。

それから、住宅の使用料というようなことで、収入未済額もあるようでございますが、この住宅は全部で何ぼあったのか。そして今何ぼ残ったのか。それで、1戸当たり月何ぼで貸しているのか。その辺の単価、一律ではないのかなとは思いますが、何ぼから何ぼぐらいまであるのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 建物使用料と土地使用料、2種類ございまして、34ページの一番上段に土地、建物というのがございます。これはいわゆる普通財産の貸し付けというのが34ページでございまして、普通財産ですと坪幾ら当たりというのが出てまいります。

戻っていただきまして、20ページのご質問の建物使用料については、行政財産の目的外使用ということで、建物については主に庁舎にある自動販売機、コカコーラとか……、特定の名称を言うてはうまくないですが、ああいう自動販売機、9カ所に置いていますけれども、それらの年間の使用料がこの建物使用料でございます。

それから土地使用料、これは自動販売機を屋外に置いている場合もありますので、その場合にはこちらのほうに入りますし、そのほかはほとんど電柱とか電話柱、そういったものがこの土地使用料の129万何がしということで、普通財産のように敷地を何平方メートル幾らということで貸している土地ではございませんので、ご理解いただきたいと。あくまでも行政財産の目的外使用に伴う使用料ということでございます。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 町営住宅につきましては、被災前は400戸管理しておりました。この中で262戸が被災してございまして、現在138戸を管理してございます。

家賃につきましては、その団地に8段階の家賃がございまして、例えば1,500円から5,100円までというところもございまして、1万6,600円から6万6,600円というところもございまして。そういうふうに、それぞれの団地で所得によって家賃が段階的に設定されてございます。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 済みません、答弁漏れがございました。

工作物使用料につきましては、平成の森のフェンスに広告を出してございます。これは26社に27区画でしたか、年間1区画4万8,000円をお願いしているんですが、その広告料が工作物使用料ということでございます。

それから、先ほどの単価でございましてけれども、行政財産の目的外使用ということでいろいろあるんですが、例規集ですと16853にございましてように電話柱については1本1,500円ですとか、鉄塔類が1平方メートル880円とか、いろいろございまして、そういう条例の規定に基づきまして使用料を徴収してございます。

○委員長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

それでは、ないようでありますので10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、13款国庫支出金及び14款県支出金、21ページから32ページまでの質疑を行います。ございせんでしょうか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、13款国庫支出金及び14款県支出金の質疑を終わります。

次に、15款財産収入から20款町債まで、31ページから44ページまでの質疑を行います。

三浦委員。

○三浦清人委員 16款の寄附金関係ですが、今回の震災で、たしか6月末だったかと記憶しておりますが、各団体、個人から約2,000件の義援金があったと。その義援金の2,000件のうちの1,800件については送金、残りの200件については現金で持ち込んだというような説明がありました。私はそのときに「義援金をいただいた個人、団体の公表はしてもらえないのか」という質問をしたところ、「個人の問題もありますので、できない」というようなお話でありましたが、昨今の義援金の動向といたしますか、何件ぐらいふえて、幾らくらいになってお

るのか。それから、その義援金の配分といいますか、町民の方々にいつごろお渡しするのか。そういったことも含めてお伺いしたいと思います。

そして今回もまた、義援金を出してくれた方々の公表というものはどう考えておるのか。私はどうしても名前は伏せてほしいという方を除いては、やはり公表すべきだなというふうな思いでおるんですが、その辺どのように考えておるのかお話ししたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 会計管理者兼出納室長。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） 義援金についての質問でございますので、義援金分について私のほうからお答えを申し上げたいというふうに思います。

義援金については、現金で入ってくる分と口座振替で入ってくる分ということで、件数についてはちょっと今把握していないんですが、金額的には9月13日で6億5,100万円からの義援金が入金になっております。これは日々動いておりますので、概略で申し上げておりますので、その辺はご了承いただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 義援金の寄附者の公表につきましては、三浦委員からこれまでも何度かご質問をちょうだいしておりますけれども、現金收受の場合、本来であればそういった意図を事前に察知しておれば、公表してよろしいですか、だめですかという確認をすべきだったと思うんですけれども、それをしないまま今日を迎えておりますので、改めて現金で持参した方の公表につきまして再度確認するとすると、これまた大変失礼な場面にもなるかというふうに思っておりますので、今回は公表はしないという形をとらせていただいております。

○委員長（星 喜美男君） 配分は。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 当町への義援金の配分につきましてご説明をいたしたいと思っております。第3次まで配分委員会を実施いたしまして、その配分は決まっておりますので、その金額についてお話ししたいと思います。

まず人的、死亡、行方不明者については第1次で10万円、それから全壊と流出が同じく10万円、大規模半壊が5万円、半壊が同じく5万円と。その後、第2次の配分で、孤児1人当たり40万円、遺児1世帯当たり20万円。それから、第1次配分分に上乘せというようなことで、人的被害の方、行方不明者、それから死亡者の方にお1人当たり4万円を追加しております。それから、住家被害、全壊の方に1世帯当たり4万円を追加いたしております。それから大規模半壊と半壊の方に1世帯当たり2万円の追加というようなことで、そのときの配

分の合計といたしましては約5億9,400万円程度というようなことになっております。

以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 義援金につきましては6億5,000万円というのは9月13日現在と、これはずっと来て、今の残高ではなくて、今までにもらった金額が6億5,000万円ということですね。

（「総計です」の声あり）総合計でね。第3次まで配分をしたと。これからするものもあるのかどうか。5億9,000万円ぐらいはするんだと。すると約1億円ぐらいが残ということですね。そうすると、まだ3次までということはまだ決定はしたけれども、配分は終わったんですか。まだ終わっていない。これから。義援金が各地から来ているということは町民の方々もわかっている、いつくれるんだろうというようなお話がありましたので、そういうことも皆さんにお知らせしなければならないということで今聞きました。やっぱり一日も早く配分していただきたいというふうに思います。

それから、義援金も日増しに少なくなってくるのかなど。新聞にトレーラーハウス等の記事が載りますと、よこそうと思った人たちも控えてくる可能性もあるんですね。こんなところにはやりたくないということで。それにつけても町長もこの件に関しては町民に不利益を与えるということで、責任を感じ取っていただかなければならないというふうに思うのであります。

それで、名簿の公表ですけれども、課長には何度も私行ってお話ししているんです。その方から確認したけれども、いまだに御礼状は来ていないと言うんですよ。まあ職員が多分使ったんだろうと、いいですいいですと、疲れているから飲み食いしたんだろうという話が出ています。けれども、私はそうじゃないだろうということで、必ずわかって、御礼状が来るわけだからということでずっといたんですが、残念ながらいまだにまだ御礼状が行っていないんですね。それで、その入ってきた額と配分した額、これ残が帳尻合わなければならないんですよ。合っているんですか。私言われているのは、室長には初めて言うんですが、町にお金を持って来た。それで、名前と住所を書いて置いてきた。いまだに御礼状が来ていないという方がいるんですよ。私は再三にわたって課長のところに行ったんですよ。そしたら、住所違いで戻ってきたはがきが7枚だけありましたと。じゃあそこにはまっているのかなど、見せてもらえますかと言ったらいいということで、私見たんですよ。そしたら、その方のはがきではなかったんですね。実際にお金を持ってきて、自分の住所と名前を書いて帰った。その方に対して、ありがとうという御礼状がまだ行っていないということですよ。

だから、その方のお金はどうなっているのかということです。だから今、入ってきた額と配分した額と残額が合うのかどうかということを今聞いているんです。はっきりしていれば合うんじゃないんですかね。その方の名前がわからないということはどのようになっているんですか。その方の名前は入っていないということになるんですね。入金になっていないんじゃないですか。そのお金はどこに行ったんですかね。そのことを聞いているんです。だから、明確に名前を公表したほうがいいということを言っているんですよ。どうして隠すんですか。都合悪いんですか。持ってきた方々の名前を公表して何が都合悪いんですか。入ったお金と出したお金が帳尻合うのかという問題になってくるんですよ。その方のお金はどこに行ったんですか。御礼状も出していないということになりますと。何度も言っているんです。あれから何カ月たちましたか。いや、使ったら使ったでいいんです。何に使ったのかははっきりすれば。その方が持ってきたお金を何に使ったのかははっきりすればいいんです。どうですか。

○委員長（星 喜美男君） 会計管理者兼出納室長。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） 委員さんのご質問ですけれども、入ったお金と出したお金で正確かということですが、義援金を現金で持ってきた方については対策本部のほうで一たん現金をお預かりしまして、それを記帳してから出納室のほうに現金が届くような形になっておりますので、それから出す分については今言った保健福祉課のほうできちっと出していますので、それは間違いなく整理しております。

それで、基本的に現金を持ってきた方で、領収書なりというふうな形で欲しいという方につきましては、私のほうで領収書を発行しています。ただ、領収書も何もないということであればそのままというような状況にもなる可能性はあろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 お金の流れということを今説明受けまして、そうしますとおたくのほうにそっちらから入って、配当したと。その残高は合うわけですね。要するにおたくに金が行っているか行っていないかという問題だね。おたくのところに現金を持って行ったか持って行かないかということになる。そうするとその途中だね、今私が言っているのは。で、持って行って置いたというわけです。御礼状が来ないからおかしいと言うわけです。町から聞けば、もらった方々に御礼状を出していると。出さないというのは一体何ですかということですよ。私いまだに言われているんですよ。あれから何カ月たつか。何度も言ったんです、課長に。だ

からそれをもたらした方々を公表してくれと。名簿あるんだから。それで見ると。それも出さないよ。どうして出さないのかということですよ。だから、何もなければ堂々と出して下さいよ。疑われますよ。そうじゃないですか。疑われてもいいの。嫌でしょう。やっぱりそういったものを払拭しなければならないんですから。その辺どう考えるんですか、町長は。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 公表をするかしないかということをご寄附をいただかなかつたという前段がございますので、危機管理課長が答弁しておりますように今からまた改めてそういった公表してもいいか、それともだめなのかということについて確認するということは大変な作業だというふうに思いますので、現時点として我々とすれば危機管理課長の答弁のとおりというふうに認識させていただきたいとします。

いずれにしても、もう3カ月くらい前から三浦議員からご指摘をいただいているわけがございます、どなたが御礼状をもらっていないかということについて、できれば三浦議員にもご協力をいただきたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 私はどのような協力をしたらいいんですかね、議員として。（「その方の名前を教えてください」の声あり）名前を教えた次の日、「ありました。これ出します」ということになるんでしょう。そうなりませんか。なるでしょう。今なぜできないの。私から名前を聞く前に。その方は住所と名前を書いて置いてきたと言うんですから。私は二度聞いているんです。それで、もしかすると住所の書き違い……、実際にそこに住んでいないとはがきは戻ってくるわけですね。だから戻ってきたはがきが7枚あると言うので、そのはがきを見ることができますかということと私わざわざ見に来たんですよ。いいということで。その中にも入ってなかったということですから。私ここで住所と名前を言ったら、あしたすぐに「ありました、ありました。忘れてました」とはがき出すでしょう。そういう協力を私にしてくれと言うんですか。できませんよ、議員としては。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 三浦委員からご指摘があった後に、再度こちらから出納室に渡している封筒にはすべて連番を振っていますので、再度名簿等を確認いたしました。漏れなく入っておりました。以前にお話ししたとおり、現金の取り扱いなので、必ず1人の職員でなくて複数の職員で確認いたしまして、それを間違いなく出納室に届けるといった作業をし

ておりますので、いささかも怪しまれるような行為はいたしておりません。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 そのとおりだと思います。ですから、間違いないようにしていると思いますので、どうかお間違いのないように御礼状を出してください。それしかないです。そして、これあしたにすぐ出してもらおうと思うんですが、例えば1週間以内に届かない場合はどうしますか。あとはどうするんですか。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 当該の方には領収書は差し上げていると思うんですけども、せめてその日付だけでも教えていただければ、その近辺の方には大変申しわけないことになろうかと思えますけれども、再度送らせていただきたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 その方とこれから私も協議します。相談します、どうしたらいいか。こういうのはどうなんでしょうね、被害届とかなんとかとなるんでしょうかね。行き先がわからない場合は。どのような方向で行ったらいいのか、これもある程度の専門家とも協議をしていきたいと思えます。終わります。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 前者に続きまして、義援金に関して私もお伺いします。

先ほど保健福祉課長からこの配分に当たりましていろいろ説明をいただきました。今後も何がしかの形で義援金が届いた際には均等に配分をされるという、そのような解釈でよろしいですね。今後あり得るかもしれない義援金、当初よりは少なくなっていくかもしれないけれども、それも均等に配分されるという解釈でよろしいですね。

それから、以前副町長にお答えいただきました。もう一度お伺いします。

もう今は避難所は閉鎖されたと、この間の一般質問でも私ばかりでなく同僚議員も伺っておりましたが、この避難所に当たりまして当初名前を伏せて、寄附というんですかね、お金を置いていかれたと。歌津地区、そして志津川地区にもそういうことがあったということをお話されましたね。その際に、私どもの歌津地区、こちらもそうであるかと解釈しておりますが、区長がそこにおられまして、それを受け取ったと。区長に当たる方が受け取った際には公金とみなされないのかと私お伺いをしましたら、公金とはみなされないというお答えでありました。その各避難所に置かれていった金額はどのような形で町のほうに報告されたのか、これは義援金とみなされないのか、その点をお伺いしたいと思えます。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 義援金の配分についてお答えいたしたいと思います。

義援金の配分につきましては、町に義援金の配分検討委員会というのがございまして、そちらで金額あるいは対象等を決めさせていただきますので、いわゆる原資となる義援金の残金に基づきまして配分するかどうかと、その委員会を開いてその都度決定しているというようなことですので、それに基づいて今後も検討していきたいと、そういうことでございます。

○委員長（星 喜美男君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） 前にただいま質問をいただいたような件に対して、公金という形の考え方ではないというようにお話ししてございますけれども、当時お話ししておりましたように、今ちょっと危機管理課のほうに改めて確認したんですけれども、関西有志の会という団体がそれぞれ避難所のほうに直接そういった義援金の交付を行ったということですので、もとより町で関与しているものではございませんでした。当時、ご指摘の地域では区長さんがその地域の代表としてそれを受け取ったというお話でございますけれども、したがって町の指示、命令の中での区長としての職務ということではなくて、個人としてその地域を代表する形でそういうお世話をしたというように認識いたしてございます。ただ、委員のほうからもそういうお話がございましたものですから、誤解を生むようなことでは町としても本意でないということで、後日ご本人には一応お話は通してございます。

ただ、いずれにしろその義援金については町のほうの義援ということではなくて、当該団体がそれぞれの避難所のほうを直接訪問して義援活動を行ったということですので、町の義援金とは質の違うものだというふうに理解してございます。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 福祉課長の件、わかりました。検討委員会のほうで、対象になられる方に配分するという解釈でよろしいですね。それはわかりました。了解しました。

それで、今副町長にお答えをいただきましたけれども、名前を伏せて関西のほうから来られて、その方々が置いていかれたということでありますが、区長が個人的にということの説明をいただきましたけれども、そういう個人的に配分をしたというのは、責任を持って個人的に配分をされたんでしょうけれども、あくまでそれはどのくらいの金額を置いていかれたか等、当局のほうには一切報告がなかったんでしょうか。それは自由に配分してよろしいという指導をされたんですか。そのように受けとめ方をしますけれども。

○委員長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 先ほどお話ししたように、その義援金については指導したというよりも町がもともとその義援金の交付には関与してございませんので、いつどこにどういう形でそういった配分活動をなされたのかは、後々聞きましたけれども、町は一切当初から関知してございません。

例えば、ちょっと話が長くなって申しわけございませんけれども、ここのベイサイドアリーナにもそういった当該団体が義援金を持参したようでございます。後日、ここは当時自治会組織の代表の方がまとめて受け取ったということで、ちょっと金額も対象人数も多いということで、彼らはお世話の役員、班長さん方を通して配分をしたということです。それで、当時毎日のように若干移動がございましたものですから、その団体から預かった金額に剰余金が出たということで、これは後々精算の方法を説明するのに困るということで、それはそれで町の義援金のほうにということで、そこの自治会のほうからということで若干寄附はされたようです。したがって、町が指導したとか、そういうことではございませんので、そこは山内委員にもしっかり認識していただかなければならないわけですね。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 認識はしているつもりなんです。ただ、区長が受け取った際に、それは今副町長が説明したとおりにかもしれません、個人的にということで。ただ、区長という立場として、受け取った際にはやはり皆さん避難所にいる方は公的な受け取り方という解釈をしたんです。物資にしてもそうじゃないですか。いろいろなしこりを残しております。まだまだ物資が来ているかもしれませんけれども、当時大変な時期はいろいろな思いをされました。見なくてもいい心も見たと。この間、絆という言葉を使って、心を1つにということで私話しましたけれども、個人的にと言いますけれどもあくまで区長という立場、そのような立場の方々が、なぜ避難されている皆さん、避難場所だけじゃなくて身を寄せている皆さん、その方々になぜ均等にちょうだいした義援金を配給できなかったのか、私は情けなく思いました。何度もくどいようですけれども、今また繰り返しながらこの点について伺ったわけがあります。余りいい思いをしない……、いい思いというか、そのような気持ちで感情的に受けとめられた方、義援金もしっかり、今申しあげましたように物資の配給もしっかり、いい思いをしなかった皆さんもおるんじゃないですか。その点はもう一度お伺いしたい。それらも含めて前者が、私もそうなんですけれども、関連してもう一度聞きますけれども、公表ができないのはそういうこともあって、ちょうだいした方の公表ができないのかという私は勝手な解釈

をしておりました。もう一度お伺いします。

○委員長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） まずもって後段のほうから申し上げますけれども、町の公的な部分の義援金とは全く関係のない部分での義援活動だということで、そこは切り離してご認識いただきたいと思います。

それから、私今個人的にと申し上げましたのは全くそのとおりですけれども、ご本人は区長という、もちろん日ごろから地域の中でいろいろなお世話をしている、多分そういった延長線上でその避難所の部分についてもいろいろお世話をしているので、そこの一応お世話人として受け取ったんだらうなど。受け取ったというか、それを一括して受け取って皆さんに配分された。その配分のありようについていろいろ何かご不満が結果として出ているようなお話でございますけれども、先ほど来申し上げておりますように私どものほうはもともとその義援については一切関知してございませんので、何とも申し上げられないんでございます。ただ、当時山内議員のほうからそういうお話があったときに、その後間もなくでございますけれどもここでちょっとお会いする機会がございましたものですから、ちょっとこういうお話が出ているので、そこはひとつ誤解というか、町のほうでどういうことなんだというご指摘もあるので、町のほうとの関係については明確に一応説明は議員のほうにはしてあるけれども、とりわけそういうような話題が出ているので、ということはお本人にはしっかり一応お伝えはしてございますけれども、町のほうでこうすべきああすべきという指導とか、そういうものは一切ございませんので、それは念のためにもう一度しっかりお話をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 そうすると副町長、そういう形で届いたお金は、町でいう義援金とはみなされないという解釈でよろしいんですね。私が言いたい部分も理解していただけたと思いますけれどもね。均等に行き渡らなかったというお声も随分多かったわけです。今もそういう声はまだ残っております。その方ばかりでなく、いただいた方がすし屋に行ってすしを食べていたとか、そういう話も聞こえてきました。よからぬお金であるかもしれないという、そのようなお話も届きました。ただ、今このようにしてお伺いしたのは、際どいところであるかと思いますが、義援金という受けとめ方を私はいたしました。それで、しつこいようではありますが、そのようなお金も義援金の対象にならないかということで伺ったわけでありまして。以上、終わります。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんか。及川委員。

○及川 均委員 2点ほどお伺いします。

16款の寄附金であります。33ページ、これに関連しますけれども、ふるさと納税制度というのがあって、全国から寄附金をいただいたんですね。それで南三陸町は快調に寄附金をいただいて、実績を残したわけですね。それで、震災後、現在はふるさと納税のほうと義援金というお金とは明確に区別がされてきておるものかどうか。その辺のところを1点。それから、その両方の状況。先ほど義援金のほうの金額等の報告はありましたけれども、ふるさと納税というのは一体どういう状況になっているのか。

それから、いわゆる義援金、3次まで今後配当といいますか割り振りといいますか、そういうふうな方向にあるということでもありますけれども、これはやはり義援金はすべて義援金だから皆さんに分けてしまうんだという考え方なのかどうか。その辺のところをお聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 新年度分のふるさと納税の実績なんです。ちょっと今8月16日までしかないんですが、震災後、6月1日からふるさと納税が始まりまして、8月16日で165件の1,229万円です。もっと最近のやつをメモしていたような気はしたんですが……、済みません、今8月16日までの実績しかちょっとわかりません。

あと、この制度の内容につきましては復興推進課長から説明をさせていただきたいと思えます。

○委員長（星 喜美男君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） ふるさと納税の趣旨でございますが、生まれ育ったふるさとに貢献したい、あるいは南三陸町を応援したいという気持ちを寄附金という形であらわすということで始まった制度でございます。町を応援していただける方をこれまでも募集して行ってきたということで、義援金の部分との違いはというお話もありましたが、義援金につきましては今回の震災に見舞われた方々を助けたいというご厚意のものでございまして、こちらは逆に言うとふるさと、あるいは南三陸町のまちづくりに対して応援したいという趣旨のものでございます。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 災害義援金に関しましてですが、今震災復興課長がお話ししましたように、義援金というのはいわゆる町内で被災された方のお見舞いとしていただくとい

うような種のものでございますので、考え方としてはできれば被災された方に配分をしたいと、そういうことで行っております。ですから、その原資によると思うんですが、それがあ意味減ってからなかなか配分が難しいというような状況になればまた別なんです、義援金が残っている限りはそういう形で配分をしたいと、そんなふうに考えております。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川 均委員 今年度もふるさと納税のほうは順調にといいですか、それなりの額が来ておるんだなということがわかるんです。これは制度上これまでもずっとやってきましたから、その理解はしておるつもりなんです、問題は義援金なんです。実はけさの新聞で奥尻島の町長さんは「義援金はその時点で皆復興のために使い切ってしまった」と。「しかしながら、今にして思えば将来の活性化資金としてある程度基金として残しておくべきだった」と、後悔の念を言っているわけですね。そうした考え方、今課長の配分する方向とは全く相反するのかどうか。その辺、課長さんの答弁と町長の答弁をもう1回聞きたいと、町長の考え方を聞きたいと思います、現時点において。いわゆる行政執行最高責任者として、町民に対する義援金で来たものであるけれども、前の経験上そういう話が出てきておるわけですね。町長はどのように考えておられるのか、その辺をお聞きしたい。

○委員長（星 喜美男君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 町長答弁の前にちょっと私のほうからお話いたします。

恐らく委員がご指摘の奥尻の部分の義援金というお話ですが、奥尻の場合は被害が集中したということで義援金がかかなりの額が集まったということで、当初90億円を超える原資をもとに震災復興基金という基金を当時設けた経緯があるようです。最終的には132億円ほどたしか基金額の総額がかさみまして、それで復旧・復興事業に充てていったという経緯があるようでございます。

それで、本町におきましても今義援金、ふるさと納税、そのほかに6月議会だったと思うんですが震災復興基金というのを設けてございます。その趣旨につきましては、今回の震災の復旧・復興事業に充てるための寄附金として、当町のほうでもそういった原資にするための応援をいただく寄附金という部分を現在も設けております。直近の数字、ちょっと手元に持っていないんですが、百数件の方から既に、金額にしまして1億円を超える金額の寄附金をいただいております。その分が多分委員さんのおっしゃっている部分なのかなと思いますので、引き続き寄附金としていただければ、そういった復旧・復興事業に充当していきたいというふうに考えております。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、ご寄附をいただいた方々の趣旨に沿った形の中で配分をさせていただきたいというふうに考えております。義援金は残高が今5,500万円ぐらい、6,000万円弱だと思います。それは寄附者の趣旨に沿った形の中で配分させていただくのが筋だろうというふうに思います。ただ反面、今復興推進課長がお話ししましたように、ご寄附をいただいたときに直接持ってくる方がいらっしゃいます。そういった方に私もお話をお聞きします。義援金なんですか、寄附金なんですかとお話を聞くんですが、その際に「町の復興資金にお使いください」という場合には寄附金という形の中で処理をさせていただいておりますし、これは義援金という方にはそういうふうにお話をしておりますので、先ほど言いましたように寄附金等につきましては復興資金という形の中で使わせていただきたいと思いますというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。千葉委員。

○千葉伸孝委員 1番です。

寄附金のふるさと納税、この件についてお聞きしたいと思います。

ふるさと納税額1,129万7,000円、これに協力している宮城県仙台市の方なんですけれども、土建業をしていらっしゃる方で重機をたくさん持っているということで、今回の震災に当たって南三陸町に復興支援をしたいということで、その方が町に申し入れたそうです。そしたら、町のほうではその会社の方を受け入れられないと断ったそうです。そういった経緯があるのか。

あと、義援金についてなんですけれども、1,000万円以上の義援金の方は何人ぐらいおられるのか。その辺、教えてください。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） ちょっと私詳細はわかりませんが、一般的に町のほうにそういうふうに来た場合は、ボランティアセンターのほうに一応紹介をしております。とりあえず業界からのボランティアということについては、各地区の瓦れきの作業等も建設業界のほうにうちのほうでお願いしてございますので、そういうものを仕分けをさせていただいております。

○委員長（星 喜美男君） 会計管理者兼出納室長。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） 義援金のほうの1,000万円以上が何件あるかということなんですけれども、ちょっと今その数を把握しておりませんので、後ほど報告したいと思います。

います。お願いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 出納室長、1,000万円以上とか1億円単位の人が何人もいるわけじゃないと思うんです。1,000万円以上の方が何人いたか。まして1億円以上の方となれば、もしいたとしたらその辺の人数はある程度出納室のほうでも把握できるくらい記憶のあるものだと思います。その辺でいいですので、数を教えてください。

あと今建設課長のほうから話されたことなんですけれども、とりあえずボランティアセンターとか建設業組合のほうにというような話なんですけれども、その辺の詳細ですね。南三陸町出身の方で、こういった形が来ましたということは、建設業協会のほうに任せっきりののですか。それとも、こういった話があったんですけれどもどういうふうに対応したらいいんでしょうとか、そういった問いかけとかはしないんでしょうか。その辺、もう一度お願いします。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 私が言ったのは、建設業界のほうにうちのほうで瓦れきの処理等すべてお願いしてございますので、そこと別の業界が仕分けができないので、それはあとボランティアセンターのほうに紹介するというので、建設業界のほうに紹介しているものではございません。

○委員長（星 喜美男君） 会計管理者兼出納室長。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） 何人であるかということですが、ちょっと確認をして、正確な人数を報告したいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 何でふるさと納税とこの建設関係の瓦れき撤去とか、そういった形で南三陸町出身の仙台で成功されている方が協力したいということを町のほうに聞いたというのは、この1,100万円のふるさと納税の額があります。その方の話なんです、100万円近いふるさと納税をしていると。そしてその方が町に来て、とりあえずこういった趣旨でもって瓦れき撤去にぜひ協力したいと、協力させてほしいと。そしたらやっぱり断られたそうです。その方は、多分それぐらいの金額を納税されている方でしたら、かかわっている方は多分だれかなということはわかると思うんですよ。その建設関係、業界の方は多分町のほうでも把握されていると思います。そういったことをわかっている状況の中で、その方は本当憤慨してました。ここまで南三陸町のために私は頑張っていて、南三陸町が今後ますますいい方向に早く向く

ように復興に支援したいと。そしてふるさと納税も、南三陸町がどんどんよく、子供たちの生活環境もよくなるようにということでふるさと納税の制度を使ってやっています。そういった形の中でそんな対応というのは、その南三陸町出身の住民の方の誠意をあだで返すような感じだと私は思います。そういった話があったらば、建設業協会とかボランティアセンターとか課長言っていました、やっぱりそういった方の話を行政のほうに伝えるように手回しをしておくべきだと思います。

あと、義援金の関係なんですが、私の知っている方が石巻市と志津川に合計で2億5,000万円ですか、義援金を持ってきたそうです。その建設会社の方、一部上場なんです、その建設会社のグループ会社の方が南三陸町に来たそうなんですけれども、会ってもくれなかったと。名刺交換もさせてくれなかったと。義援金を納めたから仕事が欲しいんじゃないくて、何か手伝いたいと、プラスになることはしたいということで何とか……、仮設建設もあるでしょう、復興住宅のほうもあるでしょう、そういった形の中で協力したいというその業者の義援金のその誠意を、受けとめてやることは行政ではできなかったのか。それはやっぱりこういった非常時の中で無理と言えれば無理だったのか。1億円を超えて言っていました。この辺の2つ、もう一度答弁お願いします。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 業者の方で来られた方でも、実際にボランティアで作業された方もおられます。それは地区出身の方で、そちらの行政区のほうといろいろそういうふうなことをどうやるかということでボランティアをしていった経緯はございます。ただ、町のほうといたしましては、自衛隊と建設業界、そういうふうな形で来ましたので、ボランティア的なものについては一応ボランティアセンターのほうを通して、その辺でやっていただきたいというふうな対応はさせていただきました。

それから、業界の方で仮設住宅についていろいろ来られた方も相当ございます。ただ、私のほうで何もそういうものを拒否したとか何かということではございませんので、ただその方が来られたときに私がいなくて対応できなかつたり、そういうことだと思いますので、その辺は時間的なずれということだったと思います。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 まだ答えてくれていないと思うんですけども、1億円の義援金を持ってこられた方への対応とか、その辺。受け取ったのはやっぱり出納室か行政のほうだったと思うんですけども、その辺に対しての対応。どんな形にしたのか。金額1億円入ったのもわから

ないという状況の中で答弁できないというような方向なので、数とかその辺教えてください。

そして、今ふるさと納税の件で話しましたが、さっきのトレーラーハウスの件に関しても南三陸町のマイナスの部分が、この間までは大災害の町として義援金とか寄附金がたくさん来ていると思いますけれども、義援金とか支援金をよこされた方を裏切るような対応をこういった形で行政がしていたら、今後ますますイメージが悪くなっていったら、何だというようなことになると思います。だから、そういった経緯からも、こういった人たちの誠意をしつかり行政のほうで受けとめられる体制づくりをぜひしてほしいと思います。その方のためにも、私はこれからもどんどん代弁していきたいと思いますし、建設課のほうにもこういった方ですと名前を出しても、あと出納室のほうにもこういった方がありましたと、そういったことを伝えていきたいと思いますので、ぜひ誠心誠意行政のほうでもこういった人たちの誠意に対してこたえてほしいと思います。終わります。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんか。三浦委員。

○三浦清人委員 先ほど山内委員の義援金の関係ですけれども、実は私のほうにもいろいろお話を来ておまして、関西の有志の会の方が4月11日、12日にわたって我が町にそういった義援金と申しますか、お金を持ってまいりました。避難所13カ所、2,141名の方々を対象に義援金を置いていったわけでありまして。それを代表者として受け取った中に行政区長さんがいたということで、要するにその方が置いていかれた趣旨にのっとり皆さんに配当していれば文句はなかったというか、問題なかったようです。今になってみますと。言葉は当てはまるかどうかわかりませんが、その趣旨に合わない配分の仕方があったためにいろいろと対象者のほうから問題が出てきたということが今発覚しているわけでありまして。その方がどこで何に使ったのかということで、それで多分山内議員も皆さんからそういうお話を聞いたところで質問をしているということで、義援金という立場の中で町のほうの行政区長さんが立ちまっていますからね、そういった指導もしなければならなかったんじゃないかというようなご意見だということになります。特に、趣旨に反した分配方法と申しますか配分の方法に違反したところが志津川地区であります。私はそのように聞いております。名前までは申し上げませんが、どうも配分の仕方がまずかったというのが、配分を受けた方々から文句が出ているのは事実なようでありまして。そういうところで今のような質問が出たということでありまして。

それから、この財産収入の関係ですけれども、以前建設課長から有価物、瓦れきの中の鉄で

すね、あのときは2カ月ぐらい前で状況の報告がありましたが、最近近場でいつごろ、いちを占めておるのか、どれぐらいの収入になっておるのか。かなりの額になっておるかと思うんです。実は6月ですか、山口県の県会議長さんがお越しになりました。いろいろな面でのつながりがありまして、私も被災地ということでご案内申し上げて、説明をしました。仙台の仲間がその運転手として来たんですが、その仲間が鉄業界というんですかね、この辺でいえば高田商店とかスズユウとか、こちらのほうにあるわけですが、そのような業者の方が仙台にいるんですが、その方がざーっとこう見まして、この南三陸町の鉄の価格というものはこれぐらいありますよと、大ざっぱですけどもそういうことも言われていましたので、果たしてきょう段階でどれぐらいの売り上げがあるのかなということでもあります。

それから、先ほど千葉委員さんからお話がありましたけれども、聞くところによりますとせっかく南三陸町出身の方が重機を町に提供したいということがあったけれども断られたと。ボランティアセンターから聞いて、必要があるかどうかというようなお話でしたけれども、せっかくの厚意を無駄にするようなことはちょっとうまくないなということで今聞いておったんですね。実は歌津の浜の地区で、道路の改良工事、町に言ってもなかなかやってももらえないということで、地域の方々が重機を操作する免状といいますか、運転免許というんですか、取った方々が結構いるということで、私たちがみずから自分たちの道路だからつくりましょうということで立ち上がったわけです。それじゃあ重機をどうしようかと、1日何万円、何十万円で借りるのも大変だろうということで心配しておったところ、福井県の土建業者さんがそういうことを知って、じゃあ私の重機を持っていきましょうということで、トレーラーで重機をわざわざ福井県から運んでまいりました。ブルドーザーというんですかコンボというんですか、いろいろな重機を持って、何日も無償で提供しまして、従業員も派遣してよこしました。それで立派な道路がつくられました。そういうことで、地区には自分たちの力で何とか復興しようと、改善しよう、改修しようという地区もあるわけです。だから、そういった地区のためにも、ぜひこういった厚意のある方々は利用して、断るなんていうことのないようにしてもらいたいというふうに思うんです。

また、話を聞きますと、南三陸町のボランティアセンター云々という話をしますけれども、またこのボランティアセンターについてもいろいろな苦情が来ております。と言いますのは、「私どもボランティア団体が町に入っているいろいろな仕事をしたいんだけど、何かわからないけれどもボランティアセンターを通さないと仕事ができないんだ」というようなお話が来ていまして、それでかなり憤慨しているボランティア団体が現にありました。私に

も直接言われました。聞けば南三陸町のボランティアセンターは社会福祉協議会の傘下において、その指示に従ってやっているんだなんて、何か町の看板を背負ってやっているんだみたいなことで言っているようなので、その辺がどうなっておるのか。ボランティアというのはぱっと来て何かごみを拾ったりいろいろな仕事をしたりということでやる団体だと私思っていたんですけども、何か組織的なことで南三陸町に入る場合には南三陸町のボランティアセンターを通じなければボランティアできないんだみたいなね。果たしてそれで本当のボランティアのことができるのかなと、してもらえるのかなというような感じがいたしております。その辺のところ、どうなっているのかお聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしております。

三浦委員の質疑終了まで時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。

建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 有価物でございますけれども、8月……、今現在、トン数的には1万196.26トンでございます。金額的には8,519万4,765円というふうなことでござっております。それで、今鉄骨とかそういう主要部については、最初のうち何も手をかけないで搬出できました。ただ、今はすべてスクラップを集めて処理をしておりますので、そのスクラップについてはごみとかいろいろなものがくっついておりますので、そこで分別収集をしながら処分をしているので、そういった重機とかそういうものを差し引いて今そういうふうな形になってございます。

それから、重機とかを持ってくるボランティアの方については、いろいろ全国各地からそういう問い合わせも何件かございましたけれども、なかなかその辺については場所をこちらで指定するということができないですし、ただ実際にこの南三陸町とかかわり合いのある建設会社の皆さんについては、出身地、行政区といろいろ相談をしながら、必要な部分をボランティアでやってもらっている部分もございます。ただ、基本的にはボランティアセンターが今必要としているものをそちらのほうに一応手配をしてきたというところは、建設課の方ではそういう紹介をしたということでございます。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ボランティアセンターの運営についてでございますが、社会福祉協議会のほうに委託して運営をしていただいております。今回の被災に関しましては、全

国あるいは世界からあらゆるNGO、NPO、そういう団体が入ってまいりました。ただ、その中でどうしても各地にばらばらに入ってくられると、非常にその辺の把握が難しいと。果たして今南三陸町内にどのような団体が何人おいでになっているのかというのが把握できないわけです。それを含めまして、ボランティアセンターを通していただきたいというようなお願いはしております。ただ、現実的にはその把握が難しい状況にありまして、それぞれボランティアが各地にボランティアセンターを通さずに入ってきているという団体も多ございました。ある意味、社会福祉協議会のほうでそれが把握し切れないというようなことで、できれば一元化をしたいということで、ボランティアセンターを通していただきたいというようなことで、うちのほうに問い合わせがあった場合にはそういうお願いをしておったというようなことでございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 私ちょっと聞き違いだったのかどうかですね。以前この質問、7月か6月にもしたんです。あのときは、1億幾らか2億円ぐらいの売り上げがあったということ言ってなかったですかね。言ってない。では私の聞き違いですか。そうすると、8月までの売り上げが8,000万円ということですね。全く少ないですね。あと幾らぐらいありますかね。私、今言ったように前に聞いたときに……、記録した紙が今ここにはないもんですから、たしか1億幾らだか2億幾らだかという話を私聞いておったんですよ。私だけですかね、聞き間違いしたのは。私はそう聞いたんですけどもね。そうしますと課長、いまだにトン数の確認というのは業者さんからの事後報告という形をとっているんですか。その確認の仕方というのはどうしているのかということです。前は、翌日業者さんの日報の報告という形をとっておったということですが、いまだにそういうやり方をしているということですか。その辺。

それから、土建の関係、重機の関係ですが、やっぱり私が思うに、せつかく町のために何かの力を出したいと、尽くしたいという誠意、厚意ですから、そういうものはむげにしないで、やはり何とかやっていただくというような方向性をとったほうがいいと思うんですがね。その辺、町長いかがなものですか。私はせつかくですから使っていただいたほうがいいのかというふうに思います。

それからボランティアセンターの関係です。趣旨はわかるんですけども、何かボラセンのほうで町からの委託でやっているんだみたいな感じで、よそから来るボランティアの方々、団体さんがクエスチョンマークしてるんですよ。一体どうなっているのかなと。そういうこともボランティア団体さんに言われていますので、別にバリアをかけるとか塀をつくるわけ

じゃないんでしょうけれども、ただそういうふうにとられがちなんですよね、よそから来るボランティアさん、新しいボランティアさんに。だから、そういうことも払拭してやれるような、そして私どものようなやり方をしているのはよそにもあるのかどうかわかりませんが、その辺の誤解のないようなやり方、指導をしていただきたいというふうに思います。その辺のところ。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まずその鉄くずの置き場なんですけれども、当初はそこまで業界が瓦れき処理と一緒に持ってきた部分もございまして、現在はすべて集めたものを自分たちでそのスクラップの置き場まで持ってきて、またそれを選別して、重機で分別をしながらやっております。町といたしましては、そのスクラップ鉄の置き場をまず確認しまして、それからそこでダンプの台数とか、1日何台行ったかというものも確認をしております。あとトラックスケールで実際に計量するわけですので、これは石巻のほうにスズユウがありますし、高田商店のほうは中田のほうにございまして、それは定期的にこちらのほうで確認はさせていただいております。ただ、毎日というものはなかなか職員の関係もございまして、すべてトラックスケールを毎日確認するというのはちょっと難しいので、それは必ずトラックスケールのデータをこちらのほうにもらうような形で確認をさせていただいております。

それから額ですけれども、7月20日の臨時議会では5月末で3,100万円ということと、それから特別委員会の中で資料を多分渡していると思いますので、その中の1億円というのはまだそういう数字ではございませんので、きょう手元に持っているものは先ほども申し上げました8,519万4,000円というふうな形になっております。これは直接鉄をそのままトラックスケールまで運搬していけば一定の額にはなりますけれども、今すべていろいろな鉄くずがまじっていて、それを分別して仕分けをしなければならないということなので、それからあとは直接その鉄を集める作業もしてございまして、そういう経費を引きますと今の価格になるということでございます。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の災害におきまして、全国から大変たくさんの方々のそういったお申し出をいただきまして、本当にありがたいなというふうに思っております。実はその重機関係の問題等含めまして、大げさに言えば北は北海道から南は九州まで、大手ゼネコンさんを初め何十社という方々から町のほうにご協力の申し出をいただきました。三浦議員もご

承知のように、当町の瓦れきの処理等につきましては基本的には窓口は地元の建設業界ということにさせていただいております。したがって、そういった申し出の際にはやはりどうしても大事なのは指揮命令系統がしっかりしているということが、混乱を起こさないためには一番重要でございますので、我々とすればそういったお申し出もありがたいんですが、基本的にはそういった建設業界の皆さん方に相談をしていただきたいというふうなお話をさせていただいておりますので、いずれにしてもお申し出いただくということについては心から感謝申し上げたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 トラックスケールというんですか、看貫かける、たまには行ってみているということですね。できればずっと行ってみてもらいたいということなんです。以前、例えば看貫かけた伝票が5枚もあったと。1枚が風で飛ばされて、4枚しか報告がなかったと。課長はそのときも「そういうこともあり得る」というような話もされています。そういうことのないようにね。その1枚分どこに行ったのということになるわけです。公金ですから。公のお金。1円たりとも、どうなっているだろうなというクエスチョンマークをつけられないようなやり方というものをやはり役所としてはやらなければならないのではないかなと、こう思うので、あえて口を酸っぱくして、またこれ言うのも我々の仕事なんです。言いたくないの、本来は。皆さんのことを信頼しているんですから。そのとおり、そのとおり、そのとおり、そのとおりと、そして何もなくぱっと終わりたいの。ところがそうはいかない。我々も皆さんから選挙ということで選ばれてきて、今ここにいるわけですから。本当は黙って帰れば「いい議員さん」なんでしょうけれども、そうはいきませんのでね、その辺のご理解をさせていただきながら質問を続けます。

その土建業者さんの方々には、やはりお断りというか、断り方もあると思うんですよね。丁寧な断り方、きりはなかなだ断り方。できれば丁寧な断り方をさせていただいて、「何だこの町は」というようなことのないようにやっていただきたいと思います。

そこで町長、これ町長として個人的な見舞金とか、義援金ということはないと思うんですが、個人的な見舞金というのは町長は受け取ったことはあるんですかね。例えば町からの支援金とか義援金を除いて、一般的なものから個人の個人的な見舞金は町長はどれぐらい受け取っているんですか。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 例えば親戚とかということでしょうか。それはちょっと私も今件数とか

なんとかというのではありません。申しわけございませんが。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 親戚の方々、数多くいるでしょうから、要するに覚えていないぐらいの数だということだとらえてよろしいですか。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 覚えていないというより、突然何件と言われましてもちょっと私は今答えられないですね。大体10件ぐらいかなと思います。

○委員長（星 喜美男君） それでは、お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明21日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明21日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時16分 延会